

公益社団法人西宮市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人西宮市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業できることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、事故の発生防止に努めなければならない。

(安全就業の心得)

第3条 会員は、次の安全就業の心得を守り、就業しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、その作業にあった準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による身体諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 就業中、就業場所との往復時は交通事故に気を付けること。
- (9) 体調には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 就業の前日は、十分睡眠を取るよう心掛けること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、各種作業に従事する場合は、別表に定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、作業内容によっては、保護帽(ヘルメット)を着用すると共に必要に応じ命綱を使用すること。

- 2 会員は、前項のほか安全面で対応の必要がある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守り交通事故未然防止に努めなければならない。特に、自転車やオートバイおよび自動車の運転には、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での就業に際しては、交通ルールを守り交通事故に注意し、就業しなければならない。

(自然災害への対応)

第7条 会員は自然災害が予測されるときは、天候、気候の変化に気を配り、事故の未然防止のため最新の情報を得るように心がけなければならない。

2 会員は台風、豪雨、その他の自然災害による警報が発令されているときは、安全の確保を確認した上で就業しなければならない。

3 会員は台風、豪雨、その他の自然災害による警報が発令されているときにおいて、安全が確保できない場合には、自己責任において就業を中止しなければならない。

4 自然災害による事故の未然防止のためやむを得ず就業を中止する場合は、発注者、グループ就業の会員に連絡し、必要に応じセンターに連絡を行わなければならない。

(作業環境の確認)

第8条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、危険または有害でないことを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第9条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることが分かる標識を設置、また保護する処置を講じ事故の防止に努めなければならない。

(道具類の使用)

第10条 会員は、道具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認すると共に定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときはその器具を使用してはならない。その際、器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第11条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。

(報告義務)

第12条 会員は就業中や仕事場との往復時や就業中にケガをしたとき又は、体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置を採るようにならなければならない。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定める以外に、センターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 この基準は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 3 この基準は、平成30年10月 1日から施行する。

作業別安全就業基準

作業編

別表 I (除草・せん定作業)

改正 平成 24 年 4 月 1 日

作業名	安全作業のポイント
作業全般	<ol style="list-style-type: none">常に健康の維持管理に努めること。安全第一を心がけ、安全かつ適正な就業に努めること。服装・履物は、作業に適したものを着用すること。<ol style="list-style-type: none">作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないよう袖口の締まったものを着用すること。作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。作業帽を必ず着用すること。手袋(軍手等)を必ず着用すること。軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。作業現場に着いたら、周囲の状況を確認し危険を防止または除去できない環境であるときには作業を中止すること。作業現場は、常に整理整頓を心掛けること。斜面での作業は、滑落防止のため斜面の上に向って作業を進めること、また、ロープの使用や、足場を確保するなどの対応を行うこと。重量物の運搬は、慎重に行うこと。道具類は、正しい使用方法によること。共同作業では、合図・連絡を確実に行うこと。長時間の作業は避けること。雨天時の作業は避けること。仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。体調の異変を感じたら作業を中止し直ちに医師の診断を受けること。
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none">日除け帽を必ず着用すること。光化学スモッグに十分注意し、注意報発令時は作業を行わないこと。水分の補給を十分にすること。

<p>除草作業</p>	<p>1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。</p> <p>(1) ガラスの破片、釘等に注意すること。</p> <p>(2) 蜂の巣、蛇、害虫等に注意すること。</p> <p>(3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。</p> <p>2 鎌、刈込みバサミ等の道具を使用する作業では、安全第一を心がけること。</p> <p>(1) 無理な体勢をとらず正しい姿勢で使用するここと。</p> <p>(2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。</p> <p>(3) 使用休止中の鎌、はさみなどの刃物は、刃先を上向きに放置せず、邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きに置くこと。</p> <p>3 刈払い機等を使用する作業では、安全第一を心がけること。</p> <p>(1) エンジン付き刈払い機は使用しないこと。</p> <p>(2) 電動刈払い機、電動バリカンセンターが使用を許可した者が使用すること</p> <p>(3) 電動刈払い機を使用するときは小石などの飛散防止のための保護板などを適宜使用すること。</p> <p>(4) 作業中は通行人、車両に気を配り状況により作業を中断すること。</p> <p>(5) 道具は常に手入れを行い、正しい使用を心がけること。</p>
<p>せん定作業</p>	<p>1 鎌、刈込みバサミ等の道具を使用する作業では、安全第一を心がけること。</p> <p>(1) 無理な体勢をとらず正しい姿勢で使用するここと。</p> <p>(2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。</p> <p>(3) 使用休止中の鎌、はさみなどの刃物は、刃先を上向きに放置せず、邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きに置くこと。</p> <p>2 樹上および、はしご、脚立を使う作業は足場が地上1メートルを超えないこと。</p> <p>3 樹上および、はしご、脚立を使う作業は保護帽（ヘルメット）および安全帯を着用すること。</p> <p>4 樹上および、はしご、脚立を使う作業は道具類を落下させないこと、また、下に道具を放置したり、木の下で作業を行わないこと。</p> <p>5 樹上では、枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮を持つ樹種での作業は慎重に行い、枝につかまり体重をかけるときは、安全を確認し枯れ枝には特に注意すること。</p> <p>6 脚立、はしごおよび足場台を使用するときは安定性を確保し、正しい</p>

	<p>使用方法によること。</p> <p>(1)脚立は開き止めが付き、はしごは幅30センチ以上でともに丈夫な構造のものを使用すること。</p> <p>(2)脚立を設置するときは平で堅固な地面に平行に接地し、開き止めを確実に掛けること。</p> <p>(3)脚立上では二等辺三角形に体の重心が出ない範囲で無理のない姿勢で作業を行うこと。</p> <p>(4)脚立やはしごを昇降するときには、手に道具類は持たず、また飛び降りないこと。</p> <p>(5)はしごは滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を支えてもらうこと。</p> <p>(6)はしごは地面との角度が75度以下になるように、また、はしご上部を60センチ程度上方に出るように掛けること。</p> <p>(7)樹木にはしごを掛けるときは樹木の腐朽、弱枝がないか確認すること。</p>
<p>運搬作業</p>	<p>1 運搬は、限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、腰部を痛めないよう複数名で協同で作業を行い、また、可能な限り台車、一輪車などの運搬用具を使用すること。</p> <p>2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。</p> <p>3 車両に積み込むときは荷崩れを起こさないように行うこと。</p>

作業別安全就業基準

作業編

別表Ⅱ(マンション、事業所清掃等)

改正 平成 24 年 4 月 1 日

作業名	安全作業のポイント
作業全般	<ol style="list-style-type: none">常に健康の維持管理に努めること。安全第一を心がけ、安全かつ適正な就業に努めること。服装は、動きやすく作業に適したものまた、常に衛生に配慮し、清潔なもの着用すること。靴は滑りにくい靴を使用し靴ひもはしっかり結ぶこと。作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行うこと。作業中は作業に専念し、私語をかわさないこと。洗剤等を使用する場合は、転倒防止に特に注意を払うこと。作業中は、「清掃中」の看板を立てておくこと。重量物の運搬は、特に慎重に行うこと。通行人に配慮し必要に応じ作業を中断すること。仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。
床の清掃作業	<ol style="list-style-type: none">作業中は、滑り止めの靴を履くこと。作業にあたっては、滑り易くなっているため慎重に歩行すること。
窓ガラスの清掃作業	<ol style="list-style-type: none">ガラス部に手をついたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと。窓等の開閉には十分注意して作業を行うこと。無理な姿勢で作業をしないこと。高所部分はワイパーなどの専用器具を使用すること。
高所作業	<ol style="list-style-type: none">脚立、はしごおよび足場台を使用するときは正しい使用方法によること。<ol style="list-style-type: none">はしご、脚立を使用するときは足場が地上 1 m.を超えないこと。はしご、脚立を使用するときは保護帽（ヘルメット）および安全帯を着用すること。はしご、脚立を使用するときは道具類を落下させないこと、また、下に道具を放置したり、その下で作業を行わないこと。脚立は開き止めが付き、はしごは幅 30 センチ以上の丈夫な構造のものを使用すること。脚立を設置するときは平で堅固な場所に平行に接地し、開き止めを確実に掛けること。脚立上では二等辺三角形に体の重心が出ない範囲で無理のない姿勢で作業を行うこと。

(7)脚立やはしごを昇降するときには、手に道具類を持たず、また飛び降りないこと。

(8)はしごは滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を支えてもらうこと。

(9)はしごは地面との角度が 75 度以下になるように、また、はしご上部を 60 センチ程度上方に出るように掛けること。

2 踏み台や作業台は不安定な場所に立てないこと。

3 踏み台の代用として回転椅子や折りたたみ机を使用しないこと。

作業別安全就業基準

作業編

別表Ⅲ(公園パトロール)

改正 平成 24 年 4 月 1 日

作業名	安全作業のポイント
作業全般	<ol style="list-style-type: none">1 常に健康の維持管理に努めること。2 安全第一を心がけ、安全かつ適正な就業に努めること。3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 作業靴は、滑りにくいものを使用すること。(2) 夏場は、熱中症の予防のため日除け帽子を着用するとともに、こまめに水分を補給し、適宜塩分も補給すること4 光化学スモッグに十分注意し、注意報発令時は業務を中止すること。5 水回り公園のパトロールは、転倒事故に十分注意すること。冬場は凍結に注意すること。6 センター支給の名札を着用し、市民に親しまれ、協力が得られるようにすること。7 公園利用者とのトラブルがないよう十分配慮し万一、第三者に迷惑をかけた場合は、センターに直ちに報告すること。8 遊戯器具等の危険箇所等を発見したときは、直ちに使用停止の仮措置を行いセンターに報告すること。

作業別安全就業基準

作業編

別表IV（広報紙の配布）

改正 平成24年4月1日

作業名	安全作業のポイント
作業全般	<ol style="list-style-type: none">1 常に健康の維持管理に努めること。2 安全第一を心がけ、安全かつ適正な就業に努めること。3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 靴は、滑りにくいものを使用すること。(2) 夏場は、熱中症の予防のため日除け帽子を着用すること。4 光化学スモッグに十分注意し、注意報発令時は配布を中止すること。5 日の出前、日没後の暗い時間帯の配布は、危険であり誤配防止のため行わないこと。6 配布は徒歩が望ましいがやむを得ず自転車で移動するときは、広報紙を積み過ぎないこと。また前かごに多く載せるとハンドルを取られ転倒事故の原因になりやすいので注意すること。7 配布に気を取られて段差でつまずいて転倒したり、側溝に足を踏み外すことなどがないよう注意すること。9 配布中、犬に噛まれないように注意すること。9 雨天・積雪時の配布は出来るだけ避けること。どうしても配布が必要なときには足元に十分注意すること。10 強風時には集合住宅のドアの開閉には注意すること。

作業別安全就業基準

交通安全編

別表V(就業途上対策)

改正 平成24年4月1日

作業名	安全作業のポイント
歩行時	<ol style="list-style-type: none">1 運動能力、視力、聴力、判断力等の衰えを認識し、あせらず、余裕を持って行動すること。2 交通ルールを守り、交差点、道路の横断などでは安全を確認し、絶対に無理な横断をしないこと。3 歩道や路側帯のない道路では、道路の右端を通行し、横断歩道があれば、必ず横断歩道を渡ること。4 歩道を歩行中も自転車の接近に十分注意すること。5 階段の上り下りは、急がずゆっくりと足を運び、手すりか掴みやすいところを通行すること。
自転車利用時	<ol style="list-style-type: none">1 聴力・視力・敏捷性・平衡感覚等身体的機能が低下した高齢者にとっては、自転車も危険な乗り物であることを十分認識すること。2 交通ルールを守り、交差点、道路の横断などでは安全を確認し、絶対に無理な横断をしないこと。3 自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」の仲間であることを認識し、歩車道の区別にある道路では、車道の左端に沿って通行すること。(自転車は、「通行可」の標識がある歩道は通行できる) また、やむなく歩道を通行する場合には車道側を通行し、むやみに呼び鈴を鳴らさないこと。4 近くに、「自転車横断帯」があるときは、その横断帯を通ること。5 「見通しの悪い交差点」「曲がり角付近」「急な下り坂」では徐行し、いきなり飛び出したり、急に進路を変えたり、曲がったりしないこと。6 公園等の乗り入れ禁止場所には乗り入れないこと。7 雨の日など天候の悪い場合は、事故等防止のため、自転車の利用は避けること。8 雨天の日の雨傘、晴天時の日傘を差し片手運転はしないこと。9 走行中は携帯電話を使用しないこと。10 夜間は必ず灯火を使用すること。11 後続車両等に認識させるため後部泥除け等に反射板をつけること。
自動車運転時	<ol style="list-style-type: none">1 加齢による「動体視力」低下の進行を早期に発見するため定期的に眼科検診を受け、安全運転に努めること。2 交通ルールを守り、速度を控えめに余裕を持って運転すること。

- 3 刻々と変化する交通状況に的確に対応する「場面適応能力」や、必要な行動を瞬時に選択・実行する「反応能力」、注意の「左右バランス能力」が低下していることを十分認識して運転すること。
- 4 車の使用に際しては、始業点検を必ず実施し、不良箇所の有無をチェックすること。
- 5 脚力が衰えており、いざというときにブレーキがしっかりと踏める姿勢で運転すること。
- 6 万が一の衝突時の衝撃を少しでも軽減するため適切な姿勢で運転し、シートベルトを正しく着用し運転すること。
- 7 慣れている道や交通量の少ない道を通行する場合、低速度での運転は、警戒心が薄れ、安全確認がおろそかになり易いので、「油断の心理」をしっかり自覚して、安全運転に努めること。
- 8 運転開始後30分以内や食後間もなくの運転は漫然運転に陥り易いということを自覚し、意識的に注意力を高めて運転すること。
- 9 道幅の狭い道路で急カーブの場合は、一気に曲がると脱輪の危険があるので、切り替えし運転で安全走行に努めること。
- 10 乗車する前に携帯電話の電源を切り運転中に携帯電話は絶対に使用しないこと。
- 11 自身の運転技能や注意点を認識するため定期的に「自動車運転適性検査」を受験すること。